

令和5年8月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年8月4日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が8月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員
5番 正田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員
9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明願いについて

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 佐藤 幸子委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。

それでは議案に入ります。議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年8月4日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 177 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畝) 849 m² 外1筆 合計 1,692 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 3,034 m² 外 4 筆 合計 8,102 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上、3条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7月 27 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤聖 委 員 私、後藤より、7月 27 日に藤嶋委員、農業委員会事務局と実施しました、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、現在はビワなどの果樹や露地野菜が作付けされています。許可後も、菜園として同様の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は、ダイコンなど、露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田と4筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は、水稻やサツマイモ、カボスの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第1地区の玉田推進員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。7月29日に個別に現地調査を行いました。

推進委員 番号1の田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、譲受人がこれまで菜園として適切に管理されています。今後も同様の管理をすることなので、特に問題は無いと思われます。

議長 続きまして、第18地区、北迫推進委員さん。

北迫 第18地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号2の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畠で、現在は草刈り等により管理されています。許可後はダイコンなどの露地野菜の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 続きまして、第17地区、新名推進委員さん。

新名 第17地区、推進委員の新名です。私は27日に調査を行いました。

推進委員 番号 3 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田と 4 筆の畑です。一部荒れていた畑もありましたが、そちらも草刈りがされています。許可後は、水稻やサツマイモ、カボスの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 5 年 8 月 4 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 274 m² については、所有権の移転を行い、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

なお、本件土地は、平成 11 年 10 月 1 日付で一般住宅用地として 5 条許可を受け所有権移転を行い、整地までは行ったものの、住宅は建築され

なかつた土地になります。

番号2、(畠) 2,171 m² 外1筆 合計4,699 m²の内、1,350 m² については、賃借権を設定し、県道津久見・野津線の付け替え道路工事用の現場事務所及び資材置場として一時転用で利用するものです。賃借期間は1年6ヶ月となっています。農地の区分は2種農地となります。なお、本件土地については既に雑種地として転用済のため申請者に始末書を提出させています。

番号3、(畠) 375 m² については、所有権の移転を行い、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤嶋 委員 私、藤嶋より、7月27日に実施しました議案第46号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、一度、平成11年に転用許可を受けていますが、事業が完了していない更地の状況になっています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、賃借権を設定し、道路工事用の事務所や資材置場として利用するものです。

申請地の向かい側では、鉱山道路の建設が始まっており、今後1年半の間、使用することです。申請地は、砂利等が敷きならされている状

況で、この件については土地の所有者から顛末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3はの畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地ではスイカが植えられていたが、すでに収穫が終わっているようです。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつておらず、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、更地の状態になっています。周りは住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 続きまして、第11地区の玉井推進委員さん。お願いします。

玉井 第11地区、推進委員の玉井です。

推進委員 番号2の畠については、賃借権を設定し、道路工事用の事務所や資材置場として利用するものです。

申請地の前では、道路の工事が始まっています。申請地の周りには耕作している田や畠は無く、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 第18地区、北迫推進委員さん。

北 迫 第 18 地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号 3 の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地の周りは住宅になっており、特に周囲の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 47 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 47 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 8 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畠) 419 m² の土地について、昭和 46 年頃より申請地の一部に倉庫等が建てられ雑種地として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号2、(畝) 248 m² 外4筆 合計 738 m² の土地について、申請地の内1筆については、平成10年10月1日に5条許可を受け、その他の土地については、昭和55年頃より耕作されず原野化した土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが地目変更が未登記の土地および、③の周囲の状況から復元しても継続利用できない土地となります。

番号3、(畝) 130 m²の土地について、昭和62年より住宅が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号4、(畝) 52 m² 外1筆 合計 78 m² の土地について、昭和32年より隣接の住宅に附属する農家用納屋が建築されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。申請地は次の9~10ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、非農地証明願4件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第47号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第47号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 8 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 8 号）「令和 5 年 8 月 4 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和 5 年 7 月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。1 ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、46,498 m² 43 筆、畠については、2,257 m² 3 筆、合計面積は 48,755 m² 46 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 20 名に対して、借り手は 7 名となります。各筆明細につきましては、4~7 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 1 ページの下段「所有権移転」の合計欄をご覧ください。畠について、4,546 m² 2 筆です。各筆明細につきましては、8 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 5 年 8 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 8 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。